

集団療育手法普及事業業務委託仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 委託業務名

集団療育手法普及事業業務委託

2 目的

知的障害がない又は軽度の発達障害児を対象とした療育を実践するための人材を育成する研修を実施し、発達障害児が社会性を身につけるための療育を県内各地域において受けられるよう支援体制の充実に図る。

3 業務を委託する期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

乙は、次の（１）～（４）の業務を実施することとする。

（１）研修の実施に係る計画の作成

乙は、本契約締結後、速やかに業務計画書を作成するものとする。

研修で実施する講座は以下の内容を含むものとする。

①「医療現場における発達障害の実際」の実施

医師の視点から、発達障害の概要や実際の事例について解説し、療育手法を身につけるための基礎を学ぶ講座とする。

②「応用行動分析の基礎講座」の実施

こどもの行動を観察し、確かめながら発達障害児の特性を理解・分析するための手法を学ぶ講座とする。

③「ソーシャルスキルトレーニング演習講座①」の実施

ソーシャルスキルトレーニングの概要の説明やペアや集団によるワークショップを実施し、体験を通してソーシャルスキルトレーニングの方法を学ぶ講座とする。

④「ソーシャルスキルトレーニング演習講座②」の実施

ソーシャルスキルトレーニングを実施する上でのポイントについて受講者とディスカッションし、現場で実施できるプログラムを学ぶ講座とする。

（２）研修会場の設営

乙は、研修の実施に際して、講座実施場所の設営や機材の確認を行う。

（３）研修の運営・管理

乙は、作成した業務計画書に基づき研修を実施するものとし、研修の運営・管理には適正な人員（医師1名、心理職2名以上を含む）を配置するものとする。また、研修の実施及び運営に付随する業務については、乙が行うものとする。

（４）研修受講者の状況の把握

乙は、研修終了後に研修受講者が目的とする知識等が習得されたか判断するものとして、アンケート調査を実施するものとする。

※受講者の募集については甲が行い、申込状況等を乙に通知するものとする。なお、受講対象者は以下のとおりとし、原則全日程に参加可能な方に限る。

- ① 発達障害児支援に携わる市町村職員（保健センター、障害福祉担当、子育て支援担当、母子保健担当等）

- ② 障害児通所支援事業所において発達障害児支援に携わる職員
- ③ 発達障害児支援に従事している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等の専門職

5 個人情報の取扱い

乙が本委託業務を実施するにあたり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 不当な差別取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

- (1) 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- (3) 合理的な配慮の提供に当たっては、厚生労働省の「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」及び埼玉県の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を熟知するとともに、その考え方に基づくように努めなければならない。

7 その他

- (1) 乙は、業務の遂行にあたっては、甲と協議し適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- (2) 乙は、当該受託業務について業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- (3) 委託契約に係る金額の請求は、様式6をもって行うこととする。
- (4) 契約の締結の費用は、乙が負担するものとする。
- (5) この仕様に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、甲、乙の双方で協議して定めるものとする。